

することや、特定の生活様式の生活を義務づけられないこと。また、地域社会における生活や地域社会への受入れを支援することや、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービス等の地域生活支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）を障害者が利用できるようにすること。一般住民向けの地域生活支援サービス及び設備が、障害者にとって障害のない人と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していることである。

日本においては、施設や精神科病院で多数の障害者が暮らしており、地域社会で生活しようとしても地域生活の社会資源が不足している現状にあり、また、現に地域社会で暮らしている障害者も、その日常生活や社会生活に多くの困難に囲まれている現状がある。

このような現状を変えるために、基本法において、特定の生活様式で生活するよう強いられることなく、地域社会で生活する権利を確認し、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取るべき旨を規定すべきである。

#### **【自己決定の権利とその保障】**

すべての障害者は、障害のない人と平等に自己選択と自己決定の権利を有する。

しかし、自己決定にあたって、必要な社会的体験の機会がなかったり、支援する立場にある者から選択肢が示されないなど、十分な情報を含む判断材料が提供されないことや、独力で決定することだけが自己決定とされ、支援の必要性が軽視されたり、必要な支援を提供もせずに、本人が決めたことだからとして責任を転嫁されること等もある。

自己決定にあたっては、自己の意思決定過程において十分な情報提供を含む必要とする支援を受け、かつ他からの不当な影響を受けることなく、自らの意思に基づく選択に従って行われるべきである。

#### **【情報アクセスと言語・コミュニケーションの保障】**

日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な情報にアクセスし、自ら必要とする言語を使用し又はコミュニケーション手段を利用することに多くの困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少な

った。

そのため、今日の情報化社会において、改めて、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を経験している障害者が障害のない人と等しく人権が保障されるよう、情報へのアクセスを確保する施策を促進し、言語には音声言語及び手話等の非音声言語が含まれることを確認するとともに、情報の意味を等しく理解し、情報を等しく発信するために必要な言語の使用又はコミュニケーション手段の利用が保障されるべきである。

コミュニケーションを保障するための必要な手段には、言語及び言語を起点とする音声、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達があり、また、手話、要約筆記、指点字、触手話、手書き文字、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援、更に補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段を含む。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 現行法の規定に加えて、障害者が基本的人権の享有主体であることを確認すること。
- ・ 地域社会で生活する権利を確認するとともに、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取ること。
- ・ 障害者が必要とする支援を受けながら、自己決定を行えることが保障されること。
- ・ 障害者のあらゆる生活分野において、情報へのアクセスを確保する施策を促進すること。
- ・ 言語には音声言語とともに手話等の非音声言語が含まれることを確認し、必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- すべて障害者は障害のない人と等しく基本的人権の享有主体として個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を有することを確認すること。
- すべて障害者は必要とする支援を受けながら、自ら下した決定に基づき、社会を構成する一員として様々な分野の活動に参加する権利を有することを確認すること。
- 手話等の非音声言語が言語であることを確認し、障害者が、必要な言語を使用し、必要なコミュニケーション手段を利用するという障害者権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」を有することを確認すること。

#### 4) 差別の禁止

(推進会議の問題認識)

**【差別の禁止】**

障害者に対する差別が存在することは、内閣府の調査だけでなく、地方公共団体における差別禁止条例制定のプロセスでも明らかにされているところである。

そもそも、障害の有無にかかわらず、何人も法の下に平等であるはずであり、障害に基づいて政治的、経済的、社会的、文化的、市民的關係を含むあらゆる分野において差別されることがあってはならず、また、あらゆる活動への機会が均等に保障されなければならない。

**【法の下での平等と差別の禁止】**

そのためには、まず、基本法においても、法の下での平等のもとで差別が禁

止されるべきものであって、何人も障害に基づく差別を受けない権利を有することを確認し、更に差別の定義等の基本的事項を規定することが必要である。

#### **【差別の定義】**

基本法における差別の定義としては、障害者権利条約の定義を踏まえ、あらゆる区別、排除又は制限が不利益な結果をもたらす目的を有する場合はもとより、行為者の主観的意図にかかわらず、不利益な効果が発生する場合も含むものであること、更に、相手方に均衡を失した又は過度の負担を課すものではないにもかかわらず、特定の場合において、障害のない人と等しく機会の均等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整である合理的配慮を提供しない場合も含むものであるべきである。

#### **【差別禁止法制の整備】**

また、差別を実効的に禁止するには、障害に基づくあらゆる分野の差別を禁止し、権利の侵害から救済を図る機関を規定する法律が別途制定されなければならないが、この差別禁止法の制定が基本法の抜本改正の後に予定されているため、まずは、基本法において差別禁止法制の整備に向けた規定を置くべきである。

#### **【複合差別に対する認識と対応】**

更に、障害に基づく差別の問題において、被害を受けた人自身が相談したり、権利主張すること自体が困難であり、社会的に潜在化していることを考慮すると、啓発、相談、研修等の分野において、差別の問題が考慮されるべき重要事項であることの確認がなされるべきであり、なかでも、障害のある女性や子ども、重度障害のある人が複合的又は加重的な差別を受けているという視点、及びその状況に配慮した対応が、基本法の定めるあらゆる施策分野に提供されなければならない。

#### **【実態の調査と事例収集】**

これらのためにも、国は、障害に基づく差別に該当するおそれのある事例

の収集、整理、及び提供を行い、実態を明らかにした上で障害に基づく差別を防止するための普及啓発を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 法の下での平等のもとで障害に基づく差別が禁止されること。
- ・ 差別の定義において、直接差別のみならず、間接差別も含むものとし、更に合理的配慮を提供しない場合も差別であることを明らかにすること。
- ・ 障害者権利条約を踏まえて、合理的配慮の定義を設けること。
- ・ 障害に基づく差別を禁止する法制度を整備すること。
- ・ 障害者にかかる啓発、相談、研修等の分野において、差別問題、特に複合差別についての視点を踏まえて施策が行われること。
- ・ 差別の実態を明らかにし、その防止に向けた理解の普及啓発を図るため、国は事例の収集、整理、及び提供を行うこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者権利条約における直接または間接的な差別や合理的配慮の定義を踏まえ、障害に基づく差別に係る規定を見直すこと。
- 国は、障害に基づく差別の実態を明らかにし、その防止に関する普及啓発を図るため、差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 5) 障害のある女性

(推進会議の問題認識)

日本が女子差別撤廃条約を締結して以降、同条約の国内実施においては、障害のある女性についても、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、性の違いに基づくあらゆる差別を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享有することが求められている。

障害者は、障害のない人と比較し、日常生活又は社会生活上多くの社会的障壁に囲まれ、様々な領域で不利益な状態を強いられている。

なかでも、障害のある女性は、性の違いに基づく差別と障害に基づく差別という二重の差別等社会的不利益を受ける立場にある。

例えば、夫等の暴力や住宅事情、経済的理由等の生活上の困難さをかかえる母子が対象になる母子生活支援施設の入所者に占める障害のある母親は16.4%（4,092人の内671人、平成18年）となっている（\*）<sup>2</sup>。これは、総人口に占める全国の障害者の割合（6%前後）と比較した場合、極めて高い数字となっている。

また、配偶者からの暴力等から被害者を保護するために都道府県に設置されている婦人相談所一時保護所は、バリアフリー整備の取組が始まる以前に設置されている建物が多く車いす使用者の利用が困難であること、又は介助者や手話通訳者等も配置されていないため、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けた障害のある女性が利用できない、又は利用を最初からあきらめている実態がある。

このような条件整備の不備や障害への配慮がないことによって、障害のある女性は、障害を理由に複合的な差別を受ける状況にも置かれている。

これまでの障害者施策には、障害者の中でもっとも差別や不利益を受けるリスクの高い女性が置かれている差別的実態を問題にする視点が欠落していたと言わざるを得ない。

更に、かつて国際会議で採択された指針である「第4回世界女性会議行動綱領（1995）」においては障害のある女性に関する行動は実施されず、また「びわこミレニアム・フレームワーク（2003-2012）」及び「びわこプラスファイブ（2007-2012）」でも効果的な施策は行われていないという反省もある。

<sup>2</sup> 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会資料「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」（平成21年11月26日）図表46。元データ：社会福祉法人全国社会福祉協議会

以上の事実を深刻に受け止め、基本法には、男女共同参画社会基本法の趣旨も踏まえ、次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 日本が女子差別撤廃条約を締結したことを政策に反映すべく、障害のある女性が、性の違いに基づくあらゆる差別、排除又は制限を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享受する権利を行使できるようあらゆる施策を講ずること。
- ・ 障害のある女性が、家庭の内外で暴力の犠牲になりやすい存在であること、すべての女性が当然享受できるはずの性と生殖の権利を認められなかった過去の歴史等、不当に取り扱われてきた事実を受け止め、障害のある女性の性と生殖に係る人権が、侵されないよう、最大限の注意を払わなければならないこと。
- ・ 障害のある女性が複合的な差別を受けていることを施策上の重要課題に位置付け、障害のある女性の完全な発展、地位の向上、及びエンパワーメントの確保に必要な措置を講ずること。
- ・ 基本的施策において示される各領域の施策は、障害のある女性の権利を確保することを考え方の基本として踏まえつつ実施されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれている状況に十分に配慮しつつ、その権利を擁護するために必要な施策を講ずること。

## 6) 障害のある子ども

(推進会議の問題認識)

### **【障害のある子どもと障害のない子どもの平等の確保】**

障害のある子どもの施策は、一般の児童施策において取り組まれるべきであり、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されるべきである。生命、生存、及び成長の権利が保障されるとともに、医療、福祉、及び教育について、同年齢の子どもと同じ権利が保障されるべきである。子ども期においては、特に、遊びや余暇について、同年齢の子どもと同等に楽しむことができるよう、障害に基づいて不利益な取扱いが生じないようにしなければならない。

### **【障害のある子どもにとっての最善の利益】**

障害のある子どもにかかわる判断や決定においては、障害のある子どもに対して第一次的責任と権限をもつ父母、又は親権者を含むすべての関係者・関係機関において、障害のある子どもの最善の利益が考慮されなければならない。障害のない子どもと同じように尊厳と成長が保障されるよう、基本的人権が保障されなければならない。

### **【障害のある子どもの意見表明をする権利】**

障害のある子どもは、障害及び年齢に適した支援を活用しつつ、自己にかかわる事柄について自由に意見を表明する権利を持ち、その表明された意見が障害のない子どもの意見と同等に、すべての関係者において、考慮されなければならない。意見表明における意見には、明示された意見のほか、子どもの意思や感情の動きを含めるべきであり、国及び地方公共団体は、意見表明権を保障するため、それらを的確に読み取ることができる体制や環境を整備しなければならない。

### **【障害のある子ども及び家族への支援】**

乳幼児期の障害のある子どもについては、早期に適切な支援を得られなければ後に障害をもつ可能性が高い子どもを含め、機能障害の存在が確定できない段階から継続的で、「養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償」の支援が子どもとその家族に対して講じられるべきである。

家族への支援では、障害のある子どもが家族の一員として尊重されるよう



に提供されるべきであるが、家族による養育が困難な場合であっても、親族や家族に代わるような代替的な監護を提供する環境が保障されるべきであり、障害に基づいて家族や地域社会から隔離されないように配慮されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害のある子どもは、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されること。
- ・ 障害のある子どもの施策は、一般の児童施策において取組まれ、個人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。
- ・ 障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にかかわる事項について意見を表明する権利があることを確認すること。
- ・ 障害のある子どもにかかわる判断や決定について、その最善の利益が考慮されなければならないが、第一次的責任と権限を有する保護者及び親権者を含むすべての関係者・関係機関は、障害のある子どもが表明した意見を最大限尊重して判断や決定をなすべきであること。
- ・ 家族に過度な負担や責任を求めること等により、障害のある子どもが家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取扱いを受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

#### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のある子どもが障害のない子どもと等しく児童の権利条約等で認められている「意見表明権」を含む人権が認められ、一人の子どもとして尊重され、地域社会において必要な支援が提供されるとともに、その保護者等に対しても必要な支援が提供されるための施策を講ずること。

## 7) 国及び地方公共団体の責務

### (推進会議の問題認識)

#### 【障害者の権利を保障する責務】

国及び地方公共団体は、あらゆる人権の享有主体であるすべての障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、その権利を保障する責務を有すると同時に、身体障害や知的障害が対象となる障害者雇用義務や地方公共団体の医療費助成制度等が精神障害には適用されないなど障害の種別・程度により福祉・医療施策に制度的格差がある現状を改める責務を有している。障害者基本法の改正に当たり、この点を明らかにするべきである。

#### 【差別を禁止する措置を取る責務】

国及び地方公共団体は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するための措置を講ずる責務を有している。また、国及び地方公共団体は障害者への合理的配慮義務を有すると同時に、事業者、企業、学校設置者等合理的配慮を行うべき者に対し、財政的、技術的な支援を行う責務を有している。

#### 【インクルーシブ社会の構築】

国及び地方公共団体はあらゆる差別や偏見をなくし、障害者の置かれている状況についての国民の理解を広げ、障害者が障害のない人と平等に地域社会で自立した生活を営むことができるインクルーシブな社会を構築する責務を有している。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者が地域社会で自立した生活を営む権利を保障し、並びに障害者間の制度的格差をなくすための措置を講ずる責務を有すること。
- ・ 障害に基づくあらゆる差別を禁止し、防止するために容易に合理的配慮を提供できるための支援を含め必要な施策を講ずる責務を有すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を保障し、地域生活と社会参加に必要な支援を講ずるとともに、容易に合理的配慮を提供できるための支援を含め障害に基づく差別を防止する責務を有すること。
- 障害の種別や程度に基づく不合理な制度的な格差を無くす責務を有すること。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

8) 国民の理解・責務

(推進会議の問題認識)

**【障害者を含むすべての人の責務】**

「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない」との現行規定は、国民から障害者を切り分け、障害者を一方的に庇護すべき対象とみなしているとの誤解を与えかねない。そこで、障害者も障害のない人も対等であるという前提のもとに相互に協力するという観点に立って、現行の規定は改められるべきである。

**【具体的な意識啓発】**

インクルーシブな社会の構築には、障害者の人権や障害そのものについて、障害者を含むすべての人の理解を得る必要があるが、そのためには、障害及び障害者の理解を促進する一般的規定を設けるだけでなく、社会全体の意識向上に資する具体的な取組を規定するべきである。そのために、例えば、障害者が社会参加することによって、社会的役割を果たしている好事例を収集し、社会へ発信することで障害者の権利促進を図ることも必要である。

### 【事業者等の責務】

特に、雇用主である事業者、学校の設置者等が障害者の権利を理解及び促進する責務があることを明らかにすることが必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者を含むすべての人が、障害と障害者に関する理解の上で、相互に権利を尊重する責務があることを確認するとともに、障害者は庇護されるべき対象であるとの誤解を受けかねない「障害者の福祉の増進に協力しよう」との表現は避けること。
- ・ 事業者等の責務を明らかにすること。

### (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する国民の理解を深めるために必要な施策を講ずること。
- 国民は、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重しなければならないこと。
- 障害者は庇護される対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。
- 事業者等は、障害者が障害のない人と共に同じ社会の一員であることを踏まえ、合理的配慮等により、その事業活動が障害者にも等しく及ぶことを認識し、障害者の権利の実現とその地位の向上に寄与するよう努めるものとする。